

CPD関係規定類及びWebシステムの改定

1. 改定の背景

最近、国土交通省や地方自治体が建設技術者の評価項目の中に CPD 記録を取り込むことが拡大する方向にあり、我々のコンサルタント業務にも及んでいます。平成 25 年度には、国土交通省関東地方整備局において業務の技術者評価項目に CPD の採択が試行されるなど、発注者は継続的に技術を維持向上している技術者や CPD を奨励している企業等を適正に評価する流れになっています。

このように CPD 制度に対する社会的使命が高まるなかで、本協会では更なる信頼性向上と利用者の利便性向上を目指し、形態内容と時間重み係数等について大幅な見直しを行い、併せて CPD 入力管理システムの全面的改定を実施します。

2. 改定の主旨

現在実施している CPD 監査の結果を踏まえ、CPD 記録の受付時における審査・承認方法の改善や今後増加が予想される CPD 証明書の発行時審査時間の短縮などを目的として CPD 規定類等を改定します。

また、Webシステムにおいては、入力内容、入力画面等について、利用者が使いやすいシステムに改善します。

3. 主な改定ポイント

(1) 各形態内容の CPD 単位数、年間上限値の改定

CPD 監査での指摘結果、ならびに他団体の CPD 制度内容等も鑑み、教育形態内容、単位数、年間上限値を改定します。

(2) エビデンスの添付

CPD 記録証明書の速やかな発行を確実にするため、「自己学習」の一部を除くすべての教育形態内容について、CPD記録登録時にエビデンス(受講証明書、業務表彰状写し、技術資格合格証写し等)の添付を義務付けることとします。

(3) CPD記録の登録期限

CPD記録申請時にエビデンス添付を必須とすること及び CPD 記録の受付時事務処理の効率化を考慮し、CPD記録は実施日から6ヶ月以内までに登録することとします。

(4) 各種費用

「会員登録料」「年会費」は従来どおりとし、「CPD 記録証明書」は 500 円から 3,000 円に改定します。「CPD 会員カードの再発行」は 1,000 円から 500 円に改定します。

会員種別	会員登録料	年会費	CPD 記録証明書	CPD 会員カードの再発行
協会会員企業の社員	無料	無料	3,000 円/1 部	500 円/1 部
RCCM 資格登録者	無料	無料	3,000 円/1 部	500 円/1 部
非協会会員企業の社員	1,000 円	3,000 円	3,000 円/1 部	500 円/1 部

4. 新規定・新システムの開始とCPD記録の登録

新規定及び新システムは平成27年4月1日から運用開始します。運用開始にあたり、CPD記録の登録は次に示す期限がありますので十分ご注意ください。

(1)平成25年度まで(平成26年3月31日まで)に実施したCPD記録

平成27年4月1日以降は登録ができなくなりますので、必ず平成27年3月31日までに登録してください。なお、現行規定が適用されます。

(2)平成26年度(平成26年4月1日～平成27年3月31日)に実施するCPD記録

新規定移行に伴う特別措置として、平成27年6月30日まで登録ができます。
必ず平成27年6月30日までに登録してください。なお、現行規定が適用されます。

(3)平成27年度以降(平成27年4月1日から)に実施するCPD記録

CPD記録はCPD実施後6ヶ月以内に適確かつ速やかに登録してください。新規定及び新システムにおいては6ヶ月を経過すると登録できなくなりますので十分ご注意ください。

【例】平成27年4月1日に実施したCPD記録は、平成27年9月30日までに必ず登録してください。平成27年10月1日を過ぎると登録ができなくなります。

CPD記録の登録

	現規定の適用								新規定の適用			
	H25年度				H26年度				H27年度			
	4月	7月	10月	3月	4月	7月	10月	3月	4月	7月	10月	3月
(1) H26年3月31日までにCPD実施した記録	CPD実施日 →				← CPD実施日				← CPD実施			
	→ 記録登録				→ 記録登録				→ 記録登録			
					H27年3月末まで可				H27年6月末まで可			
(2) H26年4月1日～H27年3月31日にCPD実施する記録												
(3) H27年4月1日以降にCPD実施する記録												
									但し6ヶ月以内			